

第 6678 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 5月 12日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 所得税の申告の個別延長

Q : 所得税の確定申告の期限が延長されましたが、新型コロナの影響でまだ申告できていません。個別で延長を認めてもらうことはできますか？

A : やむを得ない理由があると認められる場合には、延長が認められます。

【解説】

新型コロナの影響で、所得税の確定申告の期限が4月15日に延長されましたが、期限までに申告・納付等することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められることとされています。

たとえば、申告できなかった人が、令和3年5月15日に申告できる状況になったという場合には、令和3年5月15日から2か月以内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」提出すれば、令和3年5月15日から2か月以内の日まで期限が延長されます。

この場合のやむを得ない理由とは、納税者又は税務代理等を行う税理士等が感染したことのほか、これまでの災害時に認められていた理由などで、税務署から確認されることがあります。

なお、申告義務のない人が行う還付申告は5年間することができますので、この場合には、令和2年分の確定申告期限を過ぎて申告しても問題にはなりません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】